

不妊治療に第三者の精子・卵子

「出自知る権利」など論点次々

第三者の精子・卵子を使った不妊治療のルールを定める「生殖補助医療法」の改正案について、超党派の議員連盟が23日召集の通常国会での成立をめざしている。成長した子が提供者の情報を知ることができる「出自を知る権利」の保障が最大の焦点だが、新たな論点が次々に浮上。議論がまとまる道筋は見えておらず、混迷を深めている。

法改正案 同性カップルも焦点

同法は2020年末に成立し、第三者から精子・卵子の提供を受けて出産した際の親子関係を整理した。だが、長年にわたり法整備の必要性が指摘されていた出自を知る権利の保障は盛り込まれず、付則で「2年をめぐりに検討」と規定。昨年末までの臨時国会がその期限だった。

議連は昨年3月、提供者らの情報管理を担う公的機関（独立行政法人）を設置し、情報を10年間保存することなどを定めた法改正案の骨子案を公表。各党に持ち帰ってもらい、合意を得る流れを想定していた。だが、各党から骨子案にない論点が示された。自民党では、他人の子宮を移植して出産する

「子宮移植」が実用化されるまでの「時限的な措置」として、先天的に子宮がない人などに代理出産を認める案が出た。公明党は、法案が精子・卵子提供を法律婚の夫婦にのみ認めていることを疑問視。女性同士のカップルにも許容する案を出した。議連は、関係団体へのヒアリングを実施。新たな論点について議論を始めたが、会期中に間に合わなかった。

代理出産や同性カップルの扱いも2年をめぐりに検討すべき課題として付帯決議で指摘されていたが、骨子案からは外れていた。一方、出自を知る権利の保障は、骨子案に盛り込まれたものの、提供者の同意がなければ子が望んでも情報が開示されない

など、当事者から課題が指摘されている。だが議論は深まらず、2年を過ぎても「放置」された状態だ。静岡大の白井千晶教授（家族社会学）は「提供者についての情報開示の仕組みは、法律の下支えがないとできないことであり、法律をつくれずにいるのは国や政治の怠慢だ」と厳しく指摘する。一方、国内でもすでに子どもがいる同性カップルがいる状況をふまえ、「生まれてくる子の法的な地位が不安定な状態はよくない。すぐに決めるべきこと、時間をかけて決めることを分けたうえで、専門の調査委員会を設けるなどして十分に議論すべきではないか」と話す。（市野塊、後藤一也）

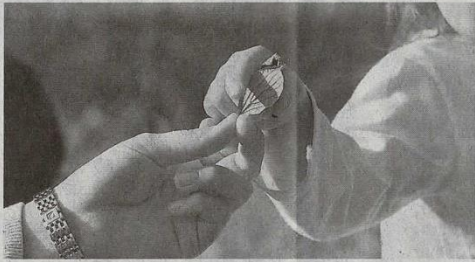
生まれた子「違法」だと言うのか

同性カップルの扱いが論点に浮上した背景には、法律婚に限ってしまおうと、それ以外のカップルは医療機関に受け入れてもらえず、SNSなどで独自に精子などを求めるようになり、感染症などの危険が高まるとの懸念がある。

「議論の価値がある」。東京都内で女性パートナー（34）と暮らす女性（37）はそう受け止める。海外の精子バンクから提供を受けて妊娠、出産した子どもは今年、2歳になる。

同性同士のカップルで、提供された精子を使って不妊治療をする。受け入れてくれる医療機関

女性カップルの思い



を探すのも一苦労だった。治療中に体調が急変。休日で主治医にながらず、別の病院に緊急入院した際は、「夫は海外にいる」ととっさにそうをついて乗り切った。「なぜ、こんなことを気にしなければいけないのか」。そんな思いが募った。

もし、法律婚に限られれば、第三者からの精子提供は「違法」になっってしまう。「この子には違法に生まれたって説明しなきゃいけない」

精子提供で授かった長女と遊ぶ女性（22年11月12日、東京都世田谷区、友永翔大撮影）

ないのかな」「なぜ私たちだけが医療から締め出されなければならないのか」

医療機関には凍結された受精卵が残っているが、出産育児には費用がかかるだけでなく、新法のハードルも立ちほだかる。そう考えると、2人目の出産には前向きになれないでいる。

岡山大の研究チームが2018年12月、日本産科婦人科学会の登録施設1331カ所にアンケートした結果によると、回答を得た492施設のうち2施設で、女性カップルに第三者から提供された精子を使った人工授精をしていた。同大大学院の中塚幹也教授（生殖医学）は「すでに生まれた子どものことも考えて、現実をみて法整備をしてほしい」と話す。（友永翔大）